

小児慢性特定疾病医療受給者証を  
お持ちの方及び保護者のみなさまへ

奈良市

## 小児慢性特定疾病医療受給者証更新申請のご案内

小児慢性特定疾病医療費助成制度は、18歳未満の児童の慢性疾患のうち、特定の疾病について治療にかかった費用を助成する制度です。(継続治療の場合は年度毎の更新申請により最長で20歳の誕生日の前日まで受給可能)

このお知らせは、現在助成を受けている方で、承認期間が令和6年3月で終了する方にお送りしています。令和6年4月以降もこの制度を受けられる方は、更新手続きが必要となりますので、説明をよくお読みの上、**令和6年2月2日(金)**までに申請手続きに必要な書類をすべてそろえて、ご提出ください。

申請書類の受付 **令和6年2月2日(金)まで**

※ 当日消印有効

郵送でのご申請にご協力いただきますようお願いいたします。(窓口での受付も可能です。)  
また、郵送の場合は、できるだけ簡易書留等の配達されたことが証明できる方法でお願いいたします。

やむをえず申請が遅れる場合、更新申請書類の最終受付期限は、

**令和6年3月31日(日)**※当日消印有効です。(※土日祝は閉庁)

ただし、2月2日を過ぎて提出された場合は、受給者証の交付が4月下旬以降になりますのでご注意ください。

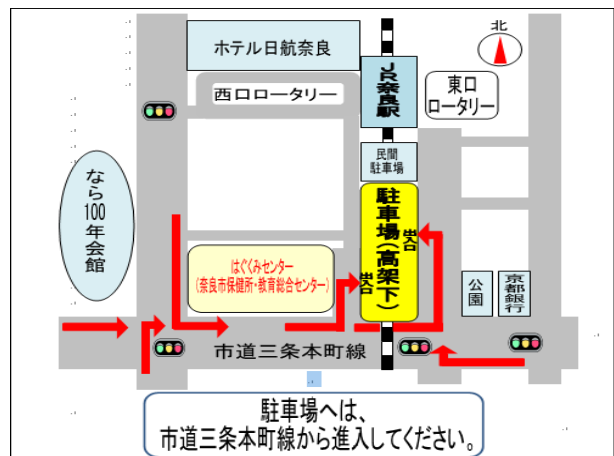
**重 要**

● 令和6年3月31日(日)を過ぎると、更新申請は受付できません。

4月以降は、新規申請の扱いとなるため、有効期限開始日からの適用となり、有効期限開始日以降の医療費のみが助成の対象となりますのでご注意ください。(※新規申請の場合、更新申請と対象年齢や認定基準、必要書類等が異なります。)

◎提出・お問い合わせ先

〒630-8122  
奈良市三条本町13番1号  
奈良市保健所  
保健予防課 医療給付係  
TEL: 0742-93-8397



※次ページもご確認ください。

# 申請に必要な書類

- 申請書類の記入箇所について、全て消えないペンでご記入ください。  
(こすると消えるペン等は使用しないでください。)
- 成年年齢が引き下げられたことにより、申請者について原則、下記のとおりとなりますのでご注意ください。
- 受診者が18歳以上の場合：受診者本人※保護者等が申請者となる場合は、委任が必要です。
- 受診者が18歳未満の場合：保護者（受診者本人が加入している医療保険の被保険者）

## ① 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書

- 申請者については原則、下記のとおりです。  
受診者が18歳以上の場合：受診者本人
  - 受診者以外が申請者になる場合、裏面の委任欄の記入が必要です。
- 受診者が18歳未満の場合：保護者（原則、受診者本人が加入している医療保険の被保険者）
- 「小児慢性特定疾病に係る医療費助成における医療意見書の研究等の同意」については 別紙1 をお読みの上「同意する・同意しない」のいずれかに○をつけてください。
- 裏面の世帯調書には、受診者を除く住民票上の世帯全員を記入してください。
  - 遠隔地扶養の場合は住民票が別でもその方のお名前をお書きください。
- 受診者が18歳以上で、受診者以外が申請者となる場合、裏面の委任欄の記入が必要です。
- 申請者と窓口で書類を持ってくる方が異なる場合、裏面の申請書類等提出委任申出欄の記入が必要です。

## 個人番号記載欄について

- 受診者、申請者及び世帯員等の個人番号（マイナンバー）等を記入ください。
- 提出時に番号確認と身元確認が必要です。
  - ◇ 郵送の場合または申請者以外が窓口に来て申請する場合  
→確認書類のコピーの提出
  - ◇ 申請者が窓口に来て申請する場合  
→確認書類の原本の提示

詳しくは 別紙2 「個人番号（マイナンバー）の記入等に係る注意点」をご参照ください。

※次ページもご確認ください。

## ② 小児慢性特定疾病医療意見書（指定医の記入日から3か月以内のもの）

該当疾病の意見書を同封しておりますが、同封している意見書の疾病名が異なる場合は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ（<https://www.shouman.jp/>）からダウンロードできますので、該当する疾病の意見書を指定医にダウンロードしてもらい、記入してもらってください。

- 都道府県等が指定した指定医に記入してもらってください。
- 同一の疾病で、複数の医療機関で治療を受けている方は、主として治療を受けている1ヶ所の医療機関の医療意見書を提出してください。
- 複数の疾病をお持ちの場合は、疾病ごとに意見書が必要です。

## ③ 同意書（医療保険加入者用）

- 受診者と申請者の氏名、住所等を記入してください。

## ④ 医療保険証のコピー

- 下の表をご覧ください、必要な方を確認してください。  
☆ 遠隔地扶養等で住民票が別でも「医療保険証のコピーが必要な方」の分は必ず提出してください。

保険種別		医療保険証のコピーが必要な方
国民健康保険（退職国保含む） 国民健康保険組合（医師国保・建設国保・ 土木国保・食品国保など）		同じ国保に加入している方全員分
被用者保険 （全国健康保険協会・ 健保組合・共済など）	受診者が被保険者本人 の場合	受診者本人の分のみ
	受診者以外が被保険者の場合 （受診者が被扶養者「家族」）	被保険者の分および受診者本人の分

※次ページもご確認ください。

以下、該当者のみ提出が必要です。

※該当するか必ずご確認ください。

⑤ 令和5年度市町村民税（非）課税証明書（該当者のみ）

- 加入している保険種別によって市町村民税（非）課税証明書が必要となる場合があります。下の表をご覧ください、必要な方を確認してください。

保険種別		提出が必要か	提出が必要な方
国民健康保険（退職国保含む）		×	
国民健康保険組合 （医師国保・建設国保・土木国保・食品国保など）		○	<u>同じ国保組合に加入している方全員分</u>
被用者保険 （全国健康保険協会・ 健保組合・共済など）	被保険者が課税の場合	×	
	被保険者が <u>非課税</u> の場合	○	<u>被保険者の分</u>

⑥ 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証のコピー  
（お持ちの方のみ）

⑦ 特定疾病療養受療証のコピー（血友病等により同受療証をお持ちの方のみ）

※受付は、はぐくみセンター（奈良市保健所・教育総合センター）4階の保健予防課で行っています。  
市役所本庁や出張所では受付を行っていませんので、ご注意ください。